

# 商品先物取引と政策の現状

2017年12月14日

経済産業省

商務・サービスグループ

商品市場整備担当参事官室

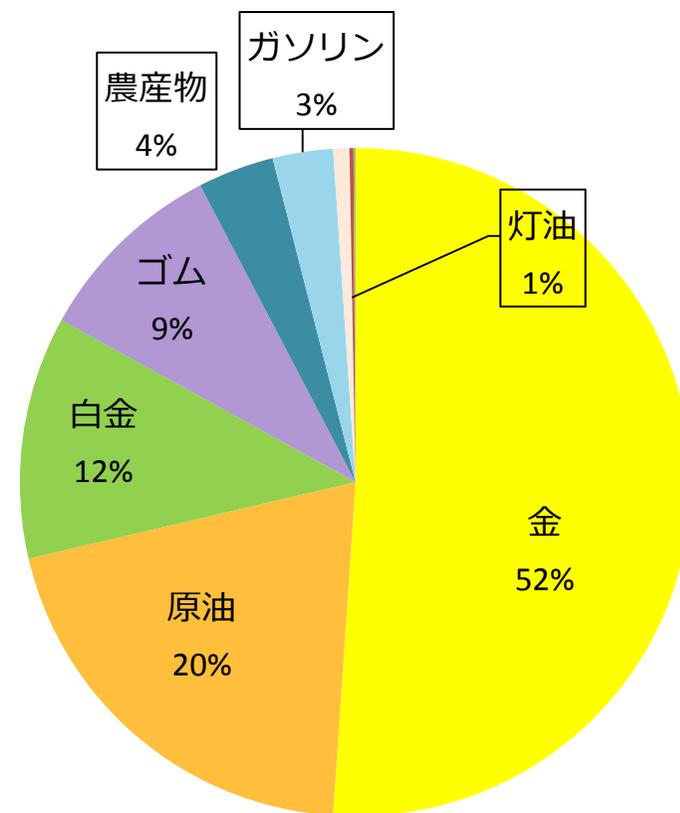
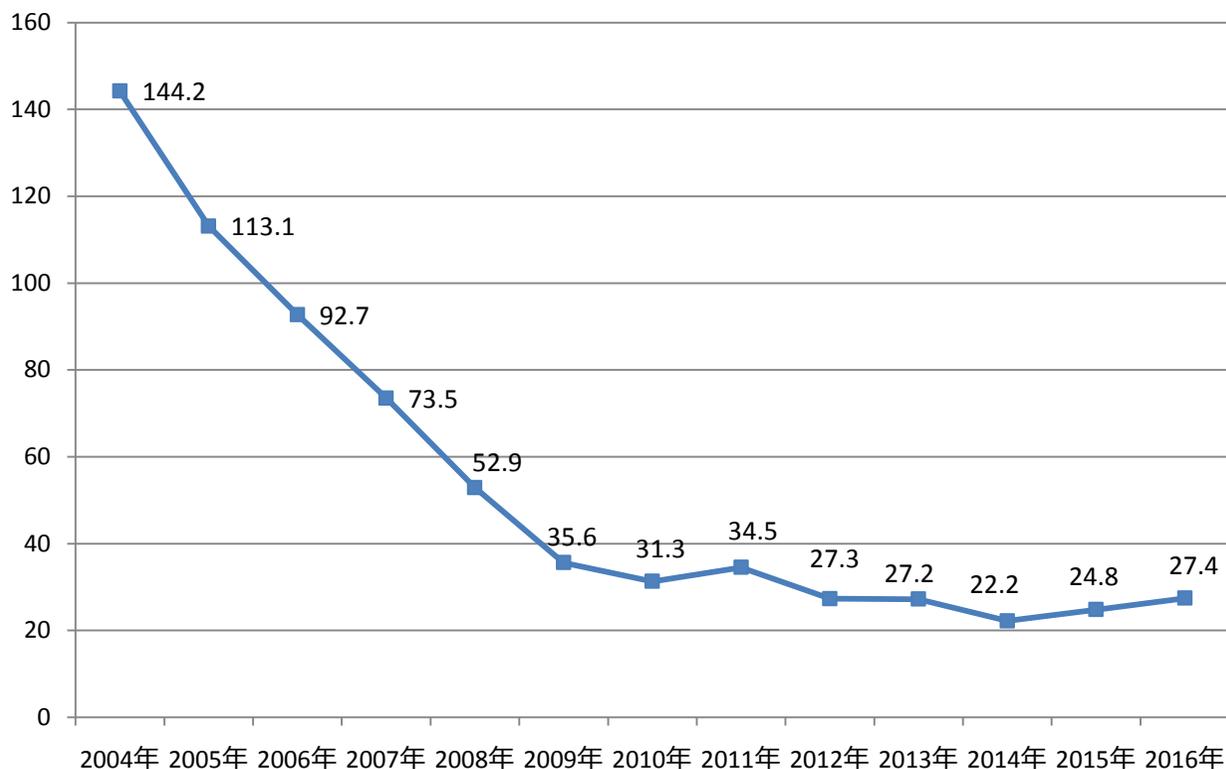
# 国内取引所における最近の取引状況

- 国内取引所における出来高は減少してきたが、近年は横ばいで推移。

単位：百万枚

商品先物取引 出来高推移（暦年）

【東京商品取引所と大阪堂島取引所の上場商品の出来高の割合】



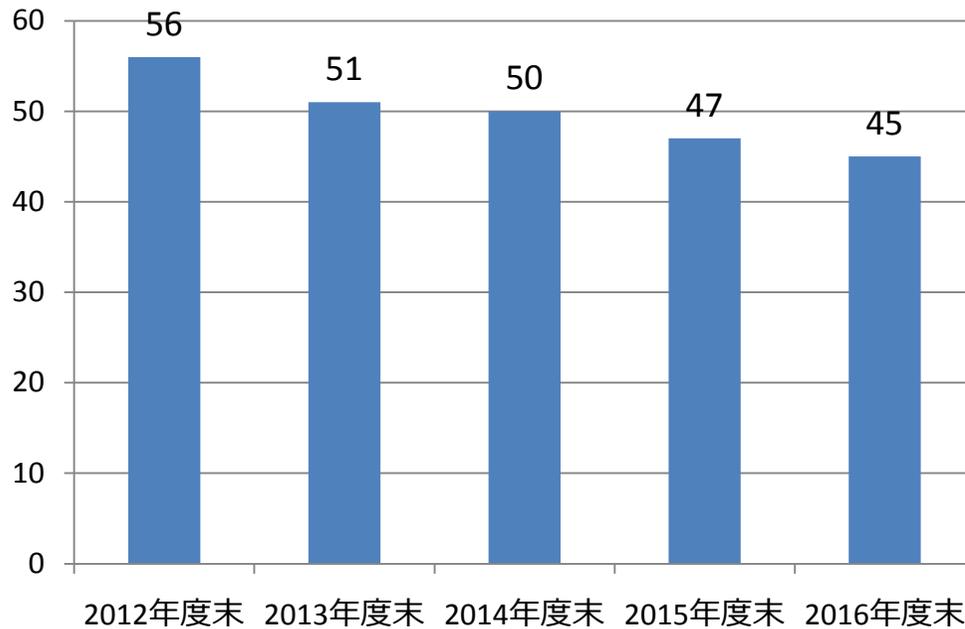
出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

出所：東京商品取引所、大阪堂島取引所（2016年）

# 商品先物取引業者の状況

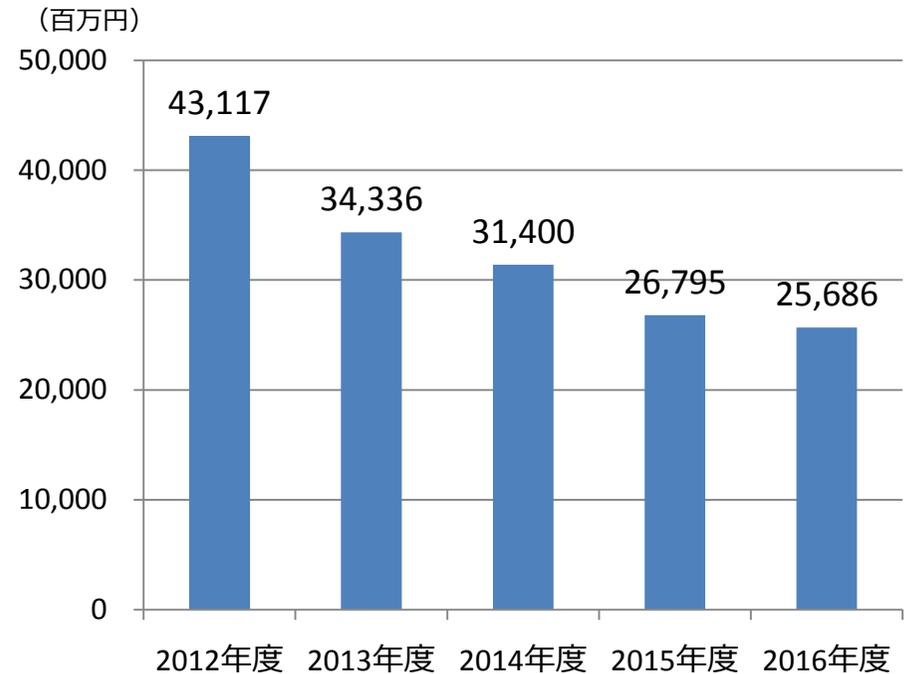
- 商品先物取引業者数及び商品先物取引に係る手数料収入は減少傾向。

## 商品先物取引業者の数



出所：東京商品取引所

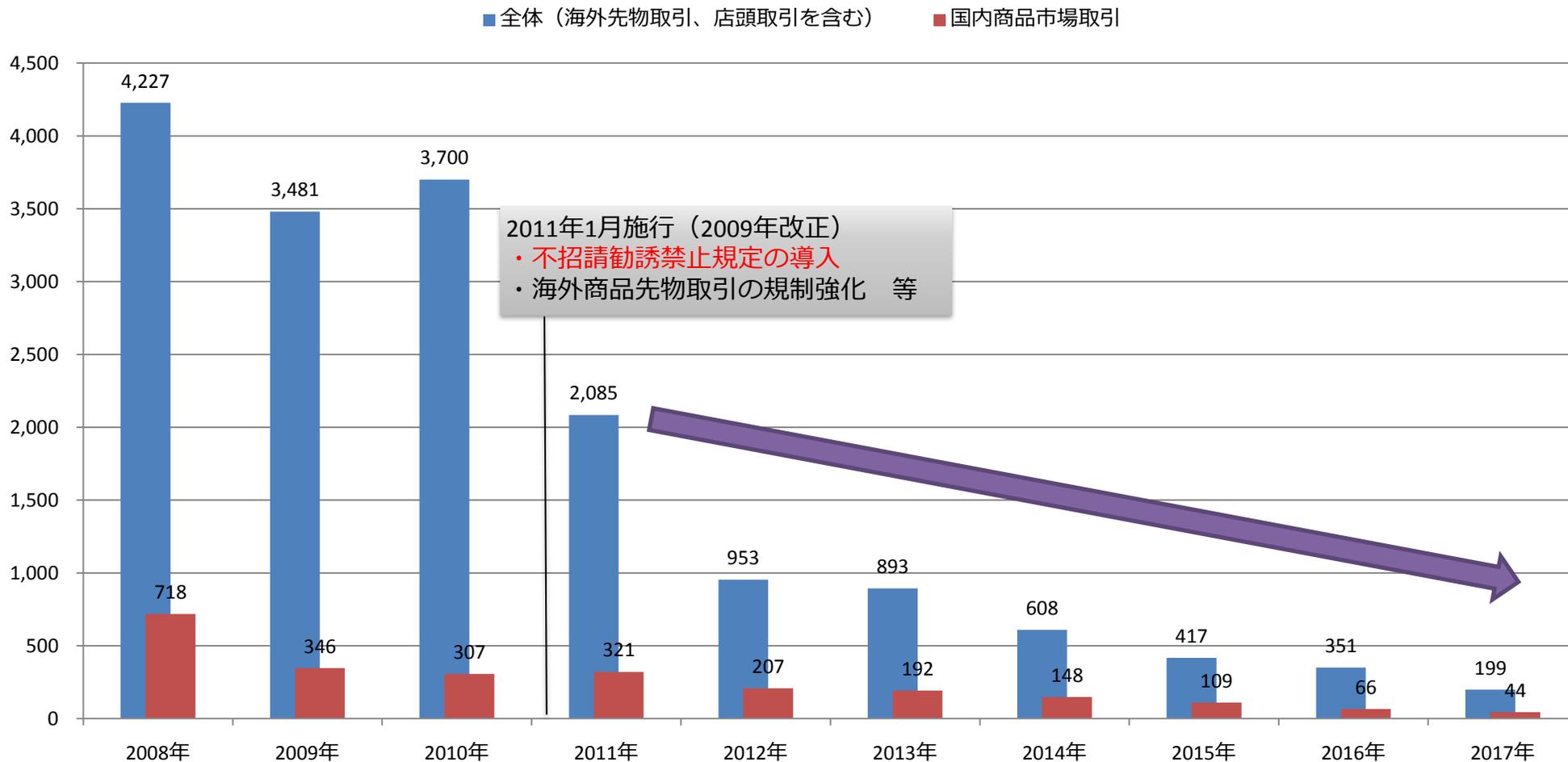
## 商品先物取引に係る手数料収入



出所：日本商品委託者保護基金

# 商品先物取引に係る苦情・相談件数の推移

- 商品先物取引に係る相談件数は、近年減少傾向にある。



※2009年4月及び2011年4月より集計方法が変更になったため、時系列での比較はできない。

※国内商品市場取引については、2009年3月以前は「国内公設先物取引」の相談を、2009年4月以降は「国内商品先物等」の相談を指す（2011年1月以降は店頭取引の相談を除く）。

出所：全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）データを基に経済産業省作成。

2017年10月31日までの登録分。

# 商品先物取引法の概要

## I. 商品市場の適切な運営

### 1. 商品取引所

- ①商品市場の開設
- ②取引参加者の管理・監視

### 2. 商品取引清算機関（クリアリングハウス）

- ①商品先物取引に係る決済不履行等の信用リスクの遮断等
- ②取引証拠金や清算預託金の預託

### 3. 相場操縦等の不公正取引の防止

- ①仮装取引の禁止
- ②なれ合い取引の禁止

## II. 委託者の保護

### 1. 商品先物取引業者等に対する規制

- ①勧誘規制
  - ・断定的判断の提供の禁止
  - ・再勧誘の禁止
  - ・不招請勧誘の禁止 等
- ②広告規制
- ③書面交付義務や説明義務

### 2. 商品先物取引協会（自主規制団体）

- ①協会員（商品先物取引業者）の監査・制裁等
- ②委託者からの苦情対応
- ③協会員と委託者との間に生じた紛争処理

### 3. 委託者保護基金

商品先物取引業者が破綻等をした場合における委託者資産の補償（ペイオフ）

# 商品先物取引法の主な改正の変遷

## 平成16年改正の概要

- 委託者資産の保全に係るセーフティネットとして委託者保護基金制度を整備
- 商品取引員に契約締結前の事前説明を義務づけ
- 不当勧誘行為の禁止の法定化（再勧誘の禁止等）
- 取引所から独立した清算機関の創設
- 会員制組織に限定されていた取引所の組織形態に関し、株式会社形態を可能化 等

## 平成18年改正の概要

- 事実に相違する広告、人を誤認させる広告の禁止
- 取引証拠金受領時の書面交付義務
- 商品取引員による損失補てん等の禁止 等

## 平成21年改正の概要

- 金融商品取引所との相互乗入に関する規定の整備
- 海外当局と連携した相場操縦行為等の摘発のための情報交換手続を規定
- 取引所外取引、海外先物取引に対する参入規制を導入し、行為規制を強化
- 不招請勧誘の禁止規定を導入（政令で対象を指定） 等

## 平成24年改正の概要

- 総合的な取引所において商品先物が取り扱われる場合の主務大臣による金融担当大臣に対する措置要求の規定の整備 等

## 平成26年改正の概要

- 電力先物取引を可能にするため、商品に「電力」を追加

# 不招請勧誘禁止の適用除外類型

- 規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、商品先物取引法施行規則を改正（平成27年6月1日施行）し、不招請勧誘規制の適用除外となる対象者を拡大。

## 【適用除外となる対象者】

### 省令改正前

- ① 経験者（自社契約者）  
当該者と商品取引契約、金融先物を契約している者
- ② 経験者（他社契約者）  
認められない
- ③ 未経験者  
認められない



### 省令改正後

- ① 経験者（自社契約者）  
左記に現物株の信用取引を追加
  - ② 経験者（他社契約者）  
認められる（一定の手続きが必要）
  - ③ 未経験者  
以下の条件を満たせば認められる
    - (i) 年齢要件
      - ・65歳未満
    - (ii) 年収・資産要件、投資上限額の設定
      - ・年収800万円、金融資産合計2,000万円以上
      - ・年収、保有資産額合計の1/3を上限に設定
    - (iii) 理解度確認の実施、熟慮期間の設定
      - ・テスト形式にて全問正答する必要あり
      - ・外務員は、契約後14日間のうちに顧客へ接触してはいけない
- ※②、③は一定の体制整備が必要

不招請勧誘規制：勧誘を要請していない顧客に対する訪問又は電話による勧誘を禁止する規制。  
2009年の商品先物取引法の改正で導入。

# 不招請勧誘禁止の適用除外類型への取組状況

- 経験者（他社契約者）に対する勧誘に関しては10社の体制整備が、未経験者に対する勧誘に関しては1社の体制整備が、それぞれ確認されている。
- 体制整備が確認された社において、勧誘を行った社はまだない。

※第2号：他社との間で、既にハイリスク取引（金融商品取引等）を契約している者に対する勧誘  
第3号：ハイリスク取引の未経験者に対する勧誘（年齢・資産等の要件有り）

	規則第102条の2	
	第2号	第3号
株式会社アステム	○	—
岡地株式会社	○	—
岡安商事株式会社	○	—
KOYO証券株式会社	○	—
株式会社コムテック	○	—
サンワード貿易株式会社	○	—
大起産業株式会社	○	○
日産証券株式会社	○	—
株式会社フジトミ	○	—
豊商事株式会社	○	—

# 各種エネルギー取引のワンストップ化

- (株)東京商品取引所において、石油製品やLNG等の各種エネルギー取引がワンストップで行われる環境整備に取り組んでいる。

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）抜粋

## 第2 具体的施策

### I Society5.0として目指すべき戦略分野

#### 6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### iii) 新たなエネルギーシステムの構築等

- ・市場メカニズムを有効に活用して電力市場の競争活性化を促しつつ、3E+Sの実現を目指す。このため、卸電力市場の流動性を高めるとともに、ベースロード電源市場、容量市場、非化石価値取引市場などの新たな電力市場の創設及び連系線利用ルールの見直しを行い、2020年度を目安に導入することを想定して詳細な制度設計を進める。また、電力先物取引がLNGその他のエネルギー先物取引とできるだけワンストップで行われる環境を整備する観点も踏まえながら電力先物取引の検討を行う。

### II society5.0の横割課題

#### B. 価値の最大化を後押しする仕組み

#### 3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

##### ①家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

##### オ) 金融・資本市場の利便性向上と活性化

(略)

- ・引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。

# 石油製品、LNG及び電力に関する取組

## 【石油製品に関する取組】

(株) 東京商品取引所において、系列取引における石油製品の適正な価格形成とヘッジを実現するため、本年5月から、ガソリン、灯油、軽油の「現金決済先物取引」（受渡しを伴わない商品先物取引）を開始。

## 【LNGに関する取組】

- 2014年9月、TOCOMの子会社であるJapan OTC Exchange(株) (JOE) においてLNGの商品先物取引を開始。
- 当省が昨年5月に取りまとめた「LNG市場戦略」において、流動性の高いLNG市場と“日本LNGハブ”の実現を目指すこととされた。
- 日本の需給を反映した価格指標の確立に向け、JOEで本年4月、LNG現物取引を開始。

## 【電力に関する取組】

- これまでに当省主催の「電力先物市場協議会」における議論のほか、(株) 東京商品取引所による電力先物の模擬売買が実施されてきたところ。
- 一方、電力システム改革の議論が進み、また、卸電力取引量も増加してきている中、今後の電力市場の動向も踏まえた適切な電力先物市場の創設に向け、検討を進めていく。